家族経営協定書

三者用

（目的）

第1条　この協定書は、甲（夫）○○○○、乙（妻）○○○○、及び丙（後継者）○○○○が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

（経営計画の策定）

第2条　甲、乙及び丙は協議の上、長期農業経営改善計画（今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善など）、及び年度別経営計画（毎年の具体的事項）を作成することとする。

（経営の役割分担）

第3条　経営の部門のうち、○○に係るものについては丙が、○○以外に係るものについては甲及び乙が主体となり、他の者と相談の上行うものとする。

（また、簿記記帳については○が、労働日誌の記帳については○が行うものとする。）

（収益配分）

第4条　農業経営により生じた収益について、下記の額を毎月○○日に甲、乙及び丙の個人名義の口座へ振り込むものとする。

甲　○○万円　　乙　○○万円　　丙　○○万円

また、賞与として、甲・乙・丙で協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。なお、配分額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年１回見直しをするものとする。

（就業条件）

第5条　就業条件は次のとおりとする。

① １日の労働時間は、甲及び丙は○時間、乙は○時間を原則とし、農作業の繁閑により、甲、乙及び丙で協議の上延長または短縮する。

② 休日は、甲、乙及び丙とも原則として月○回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況をふまえ、甲、乙及び丙で協議の上変更することができるものとする。また、正月、盆等の休日については、甲、乙及び丙で協議の上定めるものとする。

（将来の経営移譲）

第6条　甲及び乙が有する経営権及び経営用資産については、将来、甲及び乙の合意に基づき、丙に移譲する。

移譲の時期及び方法は、丙の意向を踏まえ、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（その他）

第7条　この協定書に規定されている以外で決定すべき事項が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙で協議の上決定するとともに、必要に応じて立会人に相談の上改訂を行う。

（附則）

① この協定書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より実施する。

② この協定書の有効期限は、実施の日より〇年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。

③ この協定書は、４通作成し、甲、乙、丙及び農業委員会が各１通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所　みなかみ町　　　　　　番地

甲（夫）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

乙（妻）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

丙（後継者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

立会人　みなかみ町農業委員会長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

みなかみ町長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

利根沼田農業事務所普及指導課長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞